

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

第4回局長級会合に係る共同記者発表

2012年10月19日

2012年10月18日、19日の2日間にわたり、ワシントンDCにおいて、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話第4回局長級会合を開催した。

この対話では、以下の重要なインターネット及び情報通信技術（ICT）に係る議題について、共通の立場が強調された。

(1) インターネット政策課題

双方は、インターネットエコノミーをさらに発展させていくためには、例えば、成功しているインターネットガバナンスのマルチステークホルダーシステムやオンライン上の個人情報保護、情報の自由な流通を確保といった、インターネットに係る政策課題における国際的な協調の重要性を認識した。オープンインターネットの保全およびインターネットの自由を保護するため、双方は、第3回局長級会合で特定された、3つの行動の重要性を再度確認した。

- ・ インターネット政策課題に係る協調
- ・ 国際会議及び多国間会議におけるインターネット政策課題に係る協力
- ・ 「日米 ICT サービス通商原則」と同等の通商原則を他国が策定するよう奨励

双方は、12月にUAE・ドバイにて開催されるITU世界国際電気通信会議（WCIT-12）での審議のための指導原則として、情報の自由な流通を保全し、推進していくよう努めることを強調した。

(2) クラウドコンピューティングサービス

日米両国の産業界の代表が、クラウドコンピューティング市場での関心事項を提言するため、2012年初頭に設置した日米クラウドコンピューティング作業部会に対して、「日米クラウドコンピューティング民間作業部会 報告書」（※）を共同で提出した。ここでは、クラウドコンピューティングサービスが、幅広い産業の発展を支え、自然災害による局地的な途絶のリスクを軽減し、そして、業務効率性を著しく増加させると述べている。これらの理由から、産業界の代表は、次の活動を提言した。

- ・ クラウドコンピューティングを支える国際的な枠組み作りに向けた日米協力
- ・ 途上国におけるクラウドコンピューティングの利用促進支援、デジタル・デバイドの克服

- ・ 一連の政策課題を考慮すること。例えば、プライバシー、情報セキュリティ、デジタルコンテンツ、相互運用性（インターオペラビリティ）、可搬性

※ 報告書は、以下のホームページから入手可能です。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/073.html> または、

http://www.accj.or.jp/en/about/committees/committee-materials/cat_view/13-materials/61-internet-economy-task-force

双方は、クラウドコンピューティングワーキンググループからの初の報告を受け、日米産業界からのインプットも考慮した後、クラウドコンピューティングの推進に係る課題についての議論を行った。そして、情報が容易に国境を越えて流通するクラウドコンピューティングサービスの特性を踏まえ、個人情報の保護等とのバランスを図りつつ、情報の自由な流通を確保することが重要との認識のもと、引き続き、ワーキンググループでの検討を進めることで一致した。

(3) 電子政府・オープンガバメント・オープンデータ

双方は、行政において、クラウドコンピューティング技術を含む ICT の利活用の重要性を認識し、ベストプラクティスについて情報共有を継続していくことで一致した。また、双方は、例えば、災害、医療等に関連する政府保有データのオープン化の取組について情報共有を行っていくことで一致した。

また、双方は、オープンガバメントが透明性の促進、汚職排除、国民の地位向上、及び効率的かつ責任ある行政を助ける新たな技術の活用に資するものであるという視点を強調した。

特に、遠藤紘一日本政府最高情報責任者とスティーブン・ヴァンローケル米国連邦政府最高情報責任者は、効率的な電子政府の実現及びクラウドコンピューティングサービスを政府が採用することの便益について意見交換を行った。両者は、定期的に情報交換を行うこととした。

(4) 商用ネットワークのためのサイバーセキュリティ協力の継続

双方は、国際協力は、国境を越えて発生するサイバーセキュリティの課題に取り組む上で不可欠であるということを再確認し、協力的な研究開発努力の下、活動が始まったことを認識した。特に、米国の国土安全保障省は、PREDICT (Protected REpository for Defense of Infrastructure against Cyber Threats) プロジェクトにて収集された、サイバーセキュリティ技術開発に関するネットワーク運用のデータについて、日本の総務省が実施中の国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発プロジェクト (PRACTICE :

Proactive Response Against Cyber-attacks Through International Collaborative Exchange) との共有を開始した。併せて、総務省は、国土安全保障省と、PRACTICE の研究開発についての技術的な意見交換を開始した。これらの意見交換とデータ共有は、第 3 回局長級会合の成果である。

加えて、双方は、スマートフォンやクラウドコンピューティングサービスのセキュリティの確保の重要性を認識し、ベストプラクティスについて情報共有を継続していくことで一致した。

さらに、双方は、日米間の更なるサイバーセキュリティに関する協調、例えば、2013 年のサイバーセキュリティ意識啓発活動における協力を深めていくべきであることで一致した。

(5) オンライン上の青少年保護

双方は、オンライン上の青少年保護の重要性について認識し、産業界主導の自発的な努力の推進を継続することで一致した。また双方は、オンライン上の青少年の保護に関する OECD 理事会の勧告に従い、青少年のインターネット・リテラシーを分析することの重要性を認識した。

加えて、双方は、政府間においても、最新の政策動向について情報共有をするよう努めること、そして、引き続き、米国と日本の民間部門に対して、民間団体間における意見交換や情報交換をするよう奨励することで一致した。

(6) 消費者のデータ保護

双方は、スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性と、リテラシー向上について議論を行った。双方は、安心安全な ICT の利活用の環境を確保し、移動体通信市場の継続的な発展を確保するため、引き続き、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致した。

また、双方は、情報の自由な流通の確保とプライバシーの保護とのバランスを確保することの重要性を認識した。双方は、引き続き、地域ごとのアプローチの相互運用性を推進する国際的な努力（EU との協調を含む）を追及するとともに、APEC の越境プライバシールールシステムの実施の重要性を強調するよう期待することで一致した。また、双方は、国際的なデータ保護の努力についての情報交換を継続していくこととした。

(7) IPv6 の普及

双方は、IPv6 ベースのサービスや製品の円滑な普及の重要性を踏まえ、両国の IPv6 の普及状況についてアップデートを行った。

双方は、引き続き、IPv6 の普及に関するベストプラクティスや現状のアップデートを共有していくことで一致した。

(9) ユニバーサルサービス制度

双方は、ユニバーサルサービス制度について、引き続き、情報共有を行っていくことで一致した。

(10) スпам

双方は、未承諾メールやスパムメールに関する対策について、引き続き、意見交換を行うよう努めることで一致した。

参加者：

日本側は、藤崎一郎在アメリカ合衆国特命全権大使、総務省桜井俊情報通信国際戦略局長並びに総務省、内閣官房 IT 担当室、内閣官房政府 CIO 室、内閣官房情報セキュリティセンター、外務省及び経済産業省の代表が参加し、米国側は、カート・キャンベル東アジア・太平洋担当国務次官補、フィリップ・バービーア大使並びに国務省、大統領府、商務省の米国標準技術局及び国家電気通信情報庁、国土安全保障省、米国連邦通信委員会（FCC）、米国連邦取引委員会（FTC）の代表が参加した。また、日米両国の産業界の代表が議論の一部に参加した。